

通級指導教室「みらい」について

通級指導教室

「通級による指導」とは、学校教育法施行規則第 140 条および第 141 条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍している言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者などの障害がある児童生徒に対して、各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導（「自立活動」及び「各教科の補充指導」）を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。

また、障害者権利条約の批准がようやく承認され、平成 26 年 2 月 19 日から効力を発揮することとなりました。それにより平成 25 年度から始まった「インクルーシブ教育システム構築事業」は、ますます推進され、通常学級に在籍する児童の「合理的配慮」が具体的に進むものとなります。今後「通級指導教室」は、多様な学びの場の一つとしての位置付けが、より重要視されていくものと予想されます。

（ここからは「障害」という言葉は、非常に慎重に使う必要があるため、「発達凸凹」という言葉を使います。）

指導形態

通常学級に在籍する「いろいろな困り感をもつ子どもたち」に対して、月に 1～週に 8 時間の範囲で、取り出しによる個別指導、入り込みによる支援、放課後の個別または小集団指導を行います。

指導内容

取り出しによる個別指導では（放課後は、小集団指導の場合が多い）

- ・「自立活動」子どもの「困り感」を克服改善し自己肯定感を培うため。また、ルールのあるゲームやものづくりを通して、コミュニケーションスキルや社会性を育てる。

ゲーム：かるた、トランプ、チェス、ホッケー、テニス、キャッチボール、UNO など

制作活動：好きな工作、好きな絵、鑑賞・・・

その他：趣味の世界、読書、パソコン・・・

- ・「教科の学習の補充」

主に、国語や算数（基本的には、学年相応の内容をめざしているが・・・）最近では、ICT 活用がどんどん研究実践され、有効性が実証されています。

通級指導教室の役割 通級による指導の目的は、個々の発達凸凹の克服・改善と環境への適応です。

情緒の安定を図り

ながら長い目で見て、社会適応力を育てていきます。通級指導教室は、通級する児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るために、特別の指導を行う場です。通級指導教室での指導が日常生活の場で生かされるためには、子どもへの指導とともに保護者との相談や支援、そして在籍学級の担任の先生方との連携がたいへん重要になります。ぜひパイプ役としてご利用ください。

お願い

保護者から相談があった場合や医療機関から紹介されてくる場合は、スムーズに通級指導につながるケースが多くなります。しかし、多くの保護者はご自分の子どもが奇異な目で見られないか、また、からかひやいじめにつながらないかを大変不安に感じられています。そのため、自然に放課後や他校への通級が多くなります。「ちょっと通級に行ってくるわ。」というのが、当たりまえの世界になるまでは、本人および周りの子への配慮をお願いします。

また、WISC や K-ABC 等の発達検査や構音の簡易検査などは、保護者の承諾の下に取ることは可能です。いきなり医療機関や相談機関等につなげにくいケースで、ご利用ください。

その他、ご不明な点は何なりとお尋ねください。